

「経営者保証に関するガイドライン」に係るご説明

興 栄 信 用 組 合

中小企業・小規模事業者等(以下「中小企業」といいます。)の経営者による個人保証(以下「経営者保証」といいます。)には、経営への規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面がある一方、経営者による思い切った事業展開や、保証後において経営が窮地に陥った場合における早期の事業再生を阻害する要因となっているなど、企業の活力を阻害する面もあり、経営者保証の契約時及び履行時等において様々な課題が存在することを踏まえ、こうした課題に対する方向性を具体化することを目的として、日本商工会議所と全国銀行協会が共同で「経営者保証に関するガイドライン研究会」が設置し、2013年12月5日に同委員会により「経営者保証に関するガイドライン」が公表されました。本ガイドラインは中小企業団及び金融機関団体共通の自主的自律的な準則として定められたものですが、当組合は中小企業の経営者保証についてガイドラインに従って対応致します。

なお、本ガイドラインの詳細につきましては、日本商工会議所 (<http://www.jcci.or.jp/>) または全国銀行協会 (<http://www.zenginkyo.or.jp/>) の各ホームページをご参照ください。

1. 保証契約の必要性等に関するご説明

当組合が、保証契約の必要性について以下の検討を行った結果、経営者保証を求めることが止むを得ないと判断した場合や、中小企業における法人個人の一体性に一定の合理性や必要性が認められる場合等で、経営者と保証契約を締結する場合は、丁寧かつ具体的な説明を行います。

(ア) 保証契約の必要性

法人個人の一体性の解消が図られている、あるいは解消等を図ろうとしている主たる債務者が資金調達を要請した場合において、主たる債務者に以下のような要件が将来に亘って充足すると見込まれるときは、主たる債務者の経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性について、主たる債務者の意向も踏まえた中で検討します。

法人と経営者の資産・経理が明確に分離されている。

法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。

法人のみの資産・収益力で借入金返済が可能と判断し得る。

法人から適時適切に財務情報が提供されている。

経営者等から十分な物的担保の提供がある。

(イ) 原則として、保証履行時の履行請求は、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証履行時の保証人の資産状況等を勘案した上で、履行の範囲を定めます。

(ウ) 経営者保証の必要性が解消された場合には、保証成約の変更・解除等の見直しを行う可能性がありますので、ご相談により経営者保証の必要性を再度判定いたします。

2．保証金額に関するご説明

ガイドラインでは、対象債権者は、保証契約を締結する際には、経営者保証に関する負担が中小企業の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定することとされています。

なお、ガイドラインでは、保証債務の履行請求額は、一定の基準日における保証人の資産の範囲内とし、基準日以降に発生する保証人の収入を含まないこととされていますが、ここにいう一定の基準日とは、保証人が保証債務の整理を当組合に申し出た日（保証人等が保証債務に関する一時停止や返済猶予の要請を行った場合は、一時停止や返済猶予の効力が発生した日）となります。